

## 秋田市都市公園条例第3条第1項に基づく許可に関する運用基準

平成28年3月31日  
市長決裁

### 第1 総則

この運用基準は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号。以下「条例」という。）第3条第1項に基づく許可に関し、運用上の具体的な方針を明確にするとともに、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 許可の基準

条例第3条第3項に規定する「公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ、公の秩序および風致を害するおそれがないと認められる場合」とは、次の基準に適合することをいうものとする。

#### 1 共通基準

条例第3条第1項各号に掲げる行為が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

- (1) 危険又は他人の迷惑となるおそれがないこと。
- (2) 近隣住民の日常生活を著しく阻害するおそれがないこと。
- (3) 公園施設を損傷し、汚損するおそれがないこと。
- (4) 汚物を放置する等、不衛生な行為でないこと。
- (5) 公園の設置目的、規模、利用の実態その他公園の特性に適した行為であること。
- (6) 公序良俗に反しない行為であること。
- (7) 他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用および管理に支障のある行為でないこと。

#### 2 行為別基準

共通基準のほか、条例第3条第1項各号に掲げる行為ごとに、それぞれ次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 物品の販売、募金等に関する基準（第1号関係）

物品の販売、募金その他これらに類する行為は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 条例第3条第1項第5号に規定する大規模な催しに付随して行われるものであること。ただし、移動販売車による物品の販売および氷菓の小分け販売を行うもので、次に掲げる要件に該当する場合は、この限りではない。

(ア) 出店場所

- a 千秋公園二の丸市民広場周辺
- b 千秋公園東側ポケットパーク
- c 千秋公園西側ポケットパーク
- d 一つ森公園コミュニティ体育館前駐車場
- e 御所野総合公園駐車場

(イ) 販売品目

飲食物

(ウ) 使用面積

1台(基)につき10㎡程度

(エ) 出店者の資格

秋田県内の商工会議所もしくは商工会の会員、または秋田県キッチンカー協会等の会員であること。

(オ) 出店時間

- a 千秋公園二の丸市民広場周辺 午前7時から午後7時まで
- b 千秋公園東側ポケットパーク 午前7時から午後10時まで
- c 千秋公園西側ポケットパーク 午前7時から午後10時まで
- d 一つ森公園コミュニティ体育館前駐車場 午前7時から午後9時まで
- e 御所野総合公園駐車場 午前7時から午後7時まで

イ 物品の販売は、その種類および値段が適正なものであること。

ウ 募金は、趣旨および用途が明確であって、公益的なものであること。また、実施主体の名称および連絡先を掲示して行われるものであること。

(2) 撮影に関する基準（第2号関係）

業として写真又は映画を撮影する行為（テレビ番組の撮影を含む。）は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 撮影人数、範囲および時間を限って行われる撮影であること。

イ 報道を目的とした撮影の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(ア) 報道を目的とした撮影のうち、次に掲げるものであって都市公園の独占使用を伴わないと認められるものについては、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれがなく、その利用上の調整が不要な行為であるとして、条例第3条第1項第2号に規定する撮影には該当せず、同項に規定する許可の手続を要しないものとする。この場合において、当該許可を要しない撮影をしようとする者は、当該撮影がこの運用基準に適合することを確認するため、事前に公園管理者にその内容を報告するものとする。

a 本市又は本市の行政機関の資料等に基づいて行う取材による撮影

b 都市公園内の開花情報、イベント紹介、施設紹介その他の都市公園に係るPR、事件・事故等を対象とした取材のための撮影

c aおよびbに掲げるもののほか、これらに類するものと市長が認める撮影

(イ) (ア)に規定する独占使用とは、セット、車両等の設置を伴うもの、長時間にわたるもの、大人数によるものその他の都市公園の利用者を一定程度排除して行う行為をいう。

(3) 興行に関する基準（第3号関係）

興行をする行為は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 国又は地方公共団体が、主催又は共催もしくは後援し行うもの

(イ) 当該公園の指定管理者および管理受託者が行う公園の利用促進を目的として行うもの

イ 公園の規模に適した予定参集人員であること。

ウ 定期的に、又は長期的に行われるものでないこと。

エ 児童遊園地および街区公園で行う場合は、事前に公園に隣接する住民および町内会の承諾を受けること。また、その他の公園で行う場合の承諾を受ける範囲は、行為の内容より個別に判断するものとする。

(4) 車両の乗り入れ等に関する基準（第4号関係）

禁止された場所へ車両又は牛馬を乗り入れ、又はとめおく行為は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 条例第3条第1項各号に規定する行為を行うものに付随し、必要最小限な範囲で行われるもの

イ 車いすを利用する者、歩行が困難な者等が、公園を利用するために行うもの

ウ 公園内に住居又は店舗を所有する者が、日常生活又は業務のために行うもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、公園内に車両を乗入れ又はとめおくことが必要やむを得ないと認められるもの

(5) 大規模な催し等に関する基準（第5号関係）

競技会、展示会、博覧会その他これらに準ずる大規模な集会、催しのため公園の全部又は一部を使用する行為は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 国又は地方公共団体（学校、社会福祉施設および病院を除く。）が、主催又は共催もしくは後援し行うもの

(イ) 当該公園の指定管理者および管理受託者が、公園の利用促進を目的として行うもの

(ウ) 公益法人が、公益を目的として行うもの

(エ) 特定非営利活動法人が、社会貢献を目的として行うもの

(オ) 公園近隣の学校が、学校行事として行うもの。ただし、中学校以上によるスポーツ行事は除く。

- (カ) 公園近隣の児童福祉施設、社会福祉施設、病院その他これらに類する施設が、利用者の交流を目的として行うもの
  - (キ) 公園近隣の町内会その他これに類する団体による地域住民の交流を目的として行うもの
  - (ク) 太平山リゾート公園で行われる催しで、当該公園の指定管理者が公園の利用および管理に支障がないと認めるもの
  - (ケ) 示威行進又は示威運動で、多数の市民が参加するもの
  - (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、市民の健康づくり又は地域振興に寄与し、公共の福祉に資するものと特に認めるもの
- イ 公園の規模に適した予定参集人員であること。
- ウ 定期的に、又は長期的に行われるものでないこと。
- エ 児童遊園地および街区公園で行う場合は、事前に公園に隣接する住民および町内会の承諾を受けること。また、その他の公園で行う場合の承諾を受ける範囲は、行為の内容より個別に判断するものとする。

(6) 火気の使用に関する基準（第6号関係）

花火、のろしその他火気を使用する場合は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 条例第3条第1項第5号に規定する大規模な催しに付随して行われるもの

(イ) 公園近隣の町内会その他これに類する団体による消火訓練に付随して行われるもの

イ 花火又はのろしを行う場合は、事前に消防法（昭和23年法律第186号）および火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく手続きについて、関係機関との協議が整ったものであること。

ウ 消火訓練は、消防署の指導の下で行われるものであること。

オ 直接地面の上又は四阿等の建物内で火気を使用しないこと。

カ 火気使用責任者を定め、消火器の設置等の安全対策がとられているものであること。

キ かまどその他これに類する公園施設において火気を使用する場合は、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれがなく、その利用上の調整が不要な行為であるとして、条例第3条第1項第6号に規定する火気使用には該当せず、同項に規定する許可の手續を要しないものとする。

(7) その他（第7号関係）

次のアからウまでに掲げる行為は、条例第3条第1項第7号に該当するものとし、それぞれアからウまでに定める要件に該当するものであること。

ア グラウンドゴルフ等の練習

公園は、一般市民の自由な利用に供することを目的として設置されていることから、定期的かつ独占的に使用される行為は認めないが、グラウンドゴルフ、ペタンク、ターゲットバードゴルフ等は、地域の高齢者の健康増進を目的としたレクリエーションと捉え、次の要件に適合している場合に限り、これを認めるものとする。

(ア) 公園近隣の町内会その他これに類する団体によるものであること。

(イ) 練習日は、1週間（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）に2日までとし、練習時間は、午前9時から午後0時までの間であること。ただし、運動公園や総合公園等の大規模な公園で、公園利用に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(エ) 練習の範囲は、他の公園利用に配慮したものであること。

イ 魚、鳥、獣の類の捕獲および植物の採取

学術研究その他公益上必要で、かつ、申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することが出来ないと認められるものであること。

ウ 無人航空機の飛行

公園内において航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に

規定する無人航空機を飛行させることは、認めない。ただし、次に掲げる場合で、安全が確保されていると認められるものについては、この限りでない。

(ア) 国又は地方公共団体が行うもの

(イ) 当該公園の指定管理者および管理受託者が行う公園の利用促進又は維持管理を目的として行うもの

(ウ) 条例第3条第1項第5号に規定する大規模な催しの事業者が催しの撮影を目的として行うもの

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

### 第3 委任

この運用基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 秋田市都市公園条例第3条第1項第2号に関する運用基準（平成25年9月18日市長決裁）は、廃止する。

#### 附 則

この運用基準は、令和8年4月1日から施行する。